

大分県指定構造計算適合性判定機関委任基準

第1 趣旨

この基準は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、大分県知事が指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）に法6条の3第1項及び第18条第4項の構造計算適合性判定を行わせること（以下「委任」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この基準において使用する用語の意義は、法、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）、建築基準法に基づく指定資格検査機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号。以下「機関省令」という。）及び指定構造計算適合性判定機関指定準則（平成27年3月2日国住指第4540号。以下「準則」という。）において使用する用語の例による。

第3 委任区分

判定機関への委任は、法第18条の2第4項において読み替えて適用する法第6条の3第1項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）について、次の区分に従い行う。

- 1 構造計算に係る床面積（法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物についてが、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が5,000平方メートル以下のもので、次のいずれかの構造計算によって安全性を確かめる建築物
 - 一 政令第81条第2項第1号イに定める構造計算
 - 二 政令第81条第2項第2号イに定める構造計算
- 2 構造計算に係る床面積（法第20条第2項の規定に基づき別の建築物とみなすことができる部分が2以上ある建築物についてが、それぞれ別の建築物とみなしたときの床面積）が5,000平方メートルを超えるもの。
- 3 前2号以外の建築物、全ての大分県指定判定機関の構造計算適合性判定業務規定において業務の範囲に含まれない建築物、および全ての大分県指定判定機関が判定できない建築物

第4 委任要件

大分県知事の委任を受けようとする判定機関（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件に適合するものとする。

1 総則

法、政令、規則、機関省令及び準則に定める規定に適合すること。

2 業務区域

大分県内全域を業務区域とすること。

3 業務範囲

第3各号の1以上の業務とすること。ただし第3第1号に規定する業務については大分県指定判定機関に限る。

4 事務所の所在地等

法第77条の35の9に規定する判定員において判定の業務を行う事務所を大分県内に置くこと。ただし第3第2号及び第3号に掲げる区分のみを業務範囲とする場合はこの限りではない。

5 設備等

原則として、国土交通大臣の認定を受けたプログラムを使用した判定の全てに対応できる認定プログラムを使用できる環境を整備すること。

6 専門的な識見を有する者の選任

法第18条の2第4項の規定により読み替えて適用される法第6条の3第3項及び第18条第6項に規定する専門的な識見を有する者をあらかじめ選任すること。

7 判定手数料

判定に係る手数料の額は、大分県使用料及び手数料条例（昭和31年大分県条例第27号。以下「手数料条例」という。）別表第三に定める額相当とすること。

第5 委任手続

申請者は、別記様式第1号の指定構造計算適合性判定機関委任申出書に、第4第3項、第6項および第7項に関する書類を添えて大分県知事に提出しなければならない。

第6 委任の解除

知事は、判定機関が委任基準に適合していないと認める場合には、判定の業務の全部もしくは一部の委任を解除することができる。

第7 その他

この基準に定めるもののほか、判定機関の委任に必要な事項は、建築住宅課長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年 2月29日から施行する。

別記様式第1号（第5関係）

指定構造計算適合性判定機関委任申請書

年 月 日

大分県知事 様

申請者の住所又は主たる事務所の所在地
申請者の氏名又は名称 印

建築基準法第18条の2第1項の規定に基づき、大分県知事から委任を受けたいので、委任基準第5の規定により、申し出ます。

- 1 構造計算適合性判定の業務を行う区域
- 2 構造計算適合性判定の業務を行う範囲
- 3 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 申請者が法人である場合には、代表者の氏名も併せて記載すること。
 - 3 氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略できる。